

---

## 令和7年度第1回練馬区入札監視委員会 議事概要

1 開催日時 令和7年7月28日（月）午後2時00分～午後4時00分

2 開催場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室

3 出席者

委員 委員、委員、委員

区 総務部長、経理用地課長

施設管理課長、施設整備第一課長、建築担当係長

施設整備第二課長

計画課長、公園整備係長、設計第三係長

福祉部管理課長、厚生文化会館長、臨時給付金担当係長

文化・生涯学習課長、文化振興係長

選挙管理委員会事務局長、選挙係長

保育課長、公立保育所係長、保育課管理係長

### 4 議事

（1）前回議事概要の確認（資料1）

（2）審議案件

令和6年度後期入札案件の抽出について

・審議資料（抽出案件一覧）（資料2）

・工事契約一覧（資料3）

・物品契約一覧（資料4）

・委託等契約一覧（資料5）

・設計・測量等契約一覧（資料6）

（3）報告事項

・令和6年度後期契約件数等（資料7）

・令和6年度工事等の入札不調一覧（資料8）

・名停止措置等について（資料9）

（4）その他

次回開催日程について

### 5 会議の内容

#### （委員）

ただいまから令和7年度第1回入札監視委員会を開催する。

それでは、次第に沿って進める。

初めに、令和6年度第2回の本委員会議事概要について確認をお願いする。

議事概要のホームページでの公表の取扱いについて、事務局から説明をお願いする。

#### （事務局）

---

議事概要のホームページの公表の取扱いについて説明する。

従来から、発言内容のうち、新規案件の抽出理由、事業者の個別情報に関わるところ、また、予定価格非公表の案件における予定価格、落札率、または積算方法など、今後の契約事務の執行方針に関わる部分は非公開としている。

また、各委員の発言は、各委員の名前も、従前どおり記載せず、「委員」とのみ記載させていただく。

説明は以上である。

(委員)

議事概要については、よろしいか。

(異議なし)

(委員)

意見、質問がなければ、区のホームページへの掲載準備をお願いする。

それでは、次に、審議案件に入る。

## ＜審議＞

### ●案件1～9 案件抽出理由について

(委員)

令和6年度後期入札案件の抽出については、資料2に抽出案件の一覧が用意されている。

当番委員は私なので、抽出理由を説明する。

資料にあるとおりなので工事の案件は省略する。

案件1番「練馬区立大泉学園駅南第二自転車駐車場改修工事」について、抽出理由としては、落札率が100%に近いので、その内容を確認したいといったところである。

案件2番「練馬区立南大泉区民農園休憩施設等改修工事」について、休憩施設は、特殊工事ではないと思われるが、随意契約に至っている。一般入札にしなかった理由を確認したいということである。

案件3番「練馬区立平成つつじ公園改修設計委託」も、公園の改修設計なので、特別な知識が何か必要だとは思われないが、これも一般入札にしなかった理由を確認したいということである。

案件4番「練馬区立厚生文化会館照明器具LED化工事」は落札率が100%になっているので、入札状況の確認をしたい。

案件5番は、類似案件が二つあり、「低所得者への給付金支給事務にかかるシステムの開発および運用保守ならびに端末等の調達委託」と「低所得者への給付金支給事務にかかる受付等業務委託」である。一般入札しなかった理由を確認したいということである。

業務の内容は、題名しか分からなかったが、緊急性があったのかも含めて、確認をしたいといったところである。

案件6番は「美術作品（「東の間」および「当てにはならない」）の購入」である。

こちらについては、予定価格の算出経緯を確認したいことと併せて、美術品などの購入に何か基準になるようなものがあるのか、それも確認をしたいということで、抽出した。

案件7番は「令和6年執行衆議院議員選挙における期日前投票所・当日投票所（区西部）・開票所の設営等委託」である。令和6年度に執行された衆議院選挙は、幾つか案件があるが、そのうちの代表として、一つを抽出した。全て共通であるが、一般入札にならなかった理由を確認したいということである。

その選挙について、東部と西部で違う業者が行っていること、それから、全国で選挙が行われるので、他にも業者がいるだろうということで、特定の業者ではなくて、他に選択の余地はなかったのかということも併せて確認したいということで抽出した。

案件8番の「給食調理用機器（スチームコンベクションオーブンほか）の購入」も落札率が100%に近いので、内容の確認をしたいということである。

案件9番の「令和6年度練馬区立保育園職員および会計年度任用職員貸与被服の購入」についても落札率100%に近いので、内容を確認したいということである。

以上、9案件を抽出した。

審議の進め方であるが、案件ごとに審議いただきたいと思う。

案件ごとに、事務局から経過等について説明していただき、その後、各委員より質疑、意見などをいただきたいと思う。

それでは、最初の案件について、事務局から説明をお願いする。

## 【案件1】

### 練馬区立大泉学園駅南第二自転車駐車場改修工事

#### （事務局）

最初に、資料の取扱いについて説明し、案件を説明する。

まず、本日、机上にお配りしている資料の取扱いである。

資料は、非公表としている情報、予定価格などの記載があるために、委員会終了後、資料は事務局にて回収したいと思っているので、あらかじめご了承いただくようにお願いする。

また、所管課の方々についても、それぞれの審議が終わり、退室する際には、席上の資料は、持ち帰らないようにお願いする。

なお、録音の都合上、発言が終わったらマイクを一旦オフにする形でお願いする。

それでは、審議案件の1番、資料2-1に入る。

資料2-1をお願いする。

審議案件の1番、「練馬区立大泉学園駅南第二自転車駐車場改修工事」についてである。

本件は、大泉学園駅南第二自転車駐車場の機械式自転車駐車場の撤去および改修、建物劣化部分について改修工事を行ったものである。

次に、入札の結果について説明する。

1ページ、公告書をご覧いただきたい。

入札参加条件に記載があるが、本件は予定価格が1億円以上の建築工事であったので、練馬区建設等工事の入札参加資格等に関する要綱に基づき、共同運営格付がA、Bランク

の区内事業所を対象に、予定価格事前公表の制限付き一般競争入札を実施し、契約したものである。

工事の内容であるが、2ページ、27の工事内容のところに記載がある、機械式駐輪場の撤去および改修工事、建物の劣化部分の改修工事などである。

3ページ、入札（見積）経過調書詳細（工事）をご覧いただきたい。

本件は2者から申込みがあったが、開札の結果、1者が辞退、応札した株式会社春日工務店が、1億589万円（税込み価格1億1,647万9千円）、落札率99.06%で落札した。

まず、本件の抽出理由にある落札理由が、「落札率が100%に近いので、内容を確認したい」という点である。

資料の7ページに「1.6備考」があるので、お開きいただきたい。

本件工事については、施設の利用を継続しつつ行う工事のため、施設利用者、敷地内通路の通行人、施設運営者の安全を考慮し施工することを求めている。

資料の14ページをお開きいただきたい。

施設の全体の案内図と建物の配置図を示している。

黒い点線で囲ってある部分が工事の対象の範囲となっている。

撤去する機械式駐輪場が右側の上側に記載されている。

本件の施工場所は、南側に幅員1.4m～3mほどの通路であり、図面上でご確認いただけるかと思う。

当該通路は、奥で一部稼働している自転車駐車場の動線となっているところ、あとは、建物配置図の上部に周辺地図をお示ししているが、大泉学園駅への通行動線となっているところから、工事中もできる限り通行させることを条件としていた。

また、15ページは解体する機械式の駐輪場の図面であるが、こちらがロータリー式機械駐輪場となっており、工事を実際行う段階で現場確認をした上で、撤去方法を検討する必要がある等、制約が多い工事であった。

そのため、予定価格であれば請け負えると考えた当該事業者が、公告書に記載の予定価格を若干下回る金額で応札し、結果的に他者が辞退したため、高落札率になったものと考えている。

改めて、最後の案内であるが、仕様書等については5ページから14ページ、図面が15ページに添付されているので、ご確認いただければと思う。

説明は、以上である。

#### （委員）

では、抽出した私から質問する。

本件は予定価格を事前に公表している案件であるか。

#### （事務局）

予定価格であるが、1ページの、公告書、9番「予定価格」という欄に、予定価格として事前に公表している。

#### （委員）

---

承知した。そうすると、辞退されたのは、この価格ではとても無理だということで辞退されたということは考えられるか。

**(事務局)**

今回、辞退している梶山建設株式会社だが、辞退理由は、技術者の配置が困難になったためということであったので、予定価格が原因かどうかは確認が取れていない。

**(委員)**

どちらにしろ、予定価格を超える価格は入れられないということか。

**(事務局)**

そのとおりである。

**(委員)**

承知した。

この予定価格は、積算するときに積算のソフトウェアがあるのか。

**(施設整備第一課長)**

本件に限らず、どの工事でも設計を基に積算し見積り等をしている。東京都財務局が毎月、それぞれ単価を更新しており、準用し、積み上げた金額を基に予定価格を決定している。

**(委員)**

施設を稼働しつつ、通行人への配慮が必要という工事であることは理解した。駅前の駐輪場の工事となるとよく見かける光景だと思うが、それでも2者しか手が挙がらなかつたというのは、それなりに難しい工事という評価だったのか。

**(施設整備第一課長)**

資料の15ページを見ていただきたい。

一番右側に、自転車が止まっている絵があるが、遊園地などの観覧車のような構造のため、一番下のパレットを解体し、また、チェーンを回し、一つずつ繰り返す作業が必要。これが3台あった。

本工事は、併せて屋上防水や外壁の改修など、20年改修を行った。14ページを見ていただくと、建物の外壁のすぐ近くに狭い路地があるが、ここを人が通るため、非常に難易度の高い工事となる。

西側道路は4m、東側の前面道路も5mしかなく、解体と足場、交通の安全を確保する必要があり、業者から見ると非常に難易度の高い工事になっている。

**(委員)**

承知した。

他に、質問などはないか。

**(委員)**

工事結果としては、不具合もなく、順調に稼働しているということでよろしいか。

**(施設整備第一課長)**

令和7年9月30日までの工期となっており現在工事中。

今のところは順調に工事を進めている。

**(委員)**

工期の履行は順調にいきそうか。

**(施設整備第一課長)**

問題ない。

**(委員)**

他にはいかがか。

**(委員)**

練馬区の駅前は類似した箇所が多く、再開発ビルの中に機械式駐輪場が入っているために確かに難しいとは思うが、他のところも同様な難易度であると感じる。実質的に、この機械式駐輪場を工事すると、通常に比べ全部の台数は入らないと思うが、何台であれば入るのか。

また、工事中はどこか別の場所を利用するということを考えたのか、お聞きしたい。

**(施設整備第一課長)**

区立施設ではこの機械が最後の1基。

公社が管理している駐輪場では、あと5基ほど残っている。

機械のため10年ほどで不具合や故障が出る。耐用年数は10年だが、当該機械は20年使っており、故障が多い状態だったため今回の工事を行った。

**(建築担当係長)**

機械式駐輪場と台数については、定期利用と時間利用があり、機械式駐輪場は定期利用として使っている。工事に入った1月の時点で、全体は208台入るが、契約は117台と聞いている。

**(委員)**

そうすると、208台入るが、部分的には使わない形で回しているという話か。

**(建築担当係長)**

機械式の台数が半分ぐらいの契約者数であるが、一方で、定期利用のラックが65台あるので、今回の工事では時間利用を止めて、定期利用の機械式などもラックに回しながら、ローテーションし進めてきた、難しい工事である。

（委員）

苦情は出なかつたか。

（建築担当係長）

敷地内ではあるが、大泉学園駅までの通行については利用者が多く、なぜ通れないのだという苦情があったというのは現場の担当から聞いている。

（委員）

他には、いかがか。

いずれにしても、2者あつたうちの1者が辞退で、自動的に1者に決まったということではあると思うので、これ自体には特に問題はないということで結論づけたいと思う。

## 【案件2】

### 練馬区立南大泉区民農園休憩施設等改修工事

（事務局）

続いて、2番目の案件に移る。

新規案件の2番、資料2-2をお願いする。

「練馬区立南大泉区民農園休憩施設等改修工事」についてである。

本件は、築29年が経過した南大泉区民農園の休憩施設および農機具倉庫の老朽化が進行していること、耐震診断を実施した結果、耐震補強が必要な建物であったことから、改修工事を行ったものである。

1ページ、特命随契見積調書をご覧いただきたい。

本件、見積り業者名の記載があるが、住宅サービス株式会社と特命随意契約を行っている。

抽出理由であるが、一般入札にしなかつた理由を確認したい、特殊な工事ではないと思われるといったところである。

3ページ、業者指定理由書をご覧いただきたい。

競争入札しなかつた理由である。改めて、本件は休憩施設および農機具倉庫の改修工事を行うものであった。

2段落目に記載があるが、本件の農園については、令和7年3月1日の全面リニューアルオープンに向けて農地等の全面整備も行っている。

3段落目に休憩施設および農機具倉庫は老朽化していたというところがある。この工事の直前にあった令和6年能登半島沖地震を受けて、令和6年5月に耐震診断を実施した結果、耐震補強を要することが判明したという状況であった。

リニューアルオープンに向け、利用者の安全性および利便性の確保のために、当初の設

計内容を変更し、早急に改修工事を行う必要があった。

なお、今回の建物は木造建築物である。令和6年能登半島沖地震を受けて、木造建築物の耐震性について、これまで建築基準法上問題とされていなかった柱などの接合部分について改めて確認を要することになったといった事情があって、改めて耐震の確認をしたといったところである。

（3）に記載があるが、設計内容の変更後に一般競争入札を一度実施したが、全者が辞退した。具体的には、2者から申込みがあり、2者が辞退したといったことで、不調となった。

そのため、本来再度入札を行うところであるが、本件工事において使用する建具や補強材などの製作期間に時間要するといったところがあり、早期に発注する必要があるといった事情があった。

このような状況から、競争入札に再度付すということが困難な状況であったため、同種の工事の入札に参加し、応札した実績のある事業者3者に打診して、応諾のあった事業者と特命随意契約を結んだものである。

業者指定理由書は3ページにある。特記仕様書は3ページから13ページに添付してある。

なお、一般競争入札を行った際の公告書および開札結果についても、14ページから16ページに添付しているので、ご確認いただければと思う。

説明は以上である。

**(委員)**

この休憩施設の構造は。

**(事務局)**

休憩施設は木造の建物になっている。

**(委員)**

承知した。

1回目の入札において、2者の候補があったが辞退されたというところで、辞退の理由は何か把握されているか。

**(事務局)**

辞退の理由である。まず、通常本件のような場合、予定代理人を立てていただくのだが、1番上の株式会社ブライトについては代理人の都合があつて立てられないで辞退をしたいということであった。

2番目の有限会社小黒工務は、工事費が自社の積算と合わないので辞退したいということであった。

**(委員)**

承知した。価格の面と、別の理由といったところであるが、価格自体は、今回は2,996万円で予定価格を出している。これは前回と比べて変更はあったのか。

**(事務局)**

1回目の予定価格であるが、14ページ公告書をご覧いただきたい。9番の予定価格が3,194万4千円で、今回の金額とは異なり、前回の方が高かったということである。

**(委員)**

承知した。

これは木造の建物で、業者指定理由書によると公共工事の発注事例は少ないとある。最近では、木造の建物が見直されてきて、これから増えるのではないかと思う。

あとは、大きな建物でなければ、普通の工務店でも対応可能な工事かという気がするが、その辺りはどうか。

**(施設整備第一課長)**

公共施設の大多数は学校のようなコンクリート造りが多い。本工事は規模が小さく、木造の建物である。区が行う公告によって業者を募るが、木造の工事に応札していただける会社がなかなかない状況だったと認識している。

**(委員)**

承知した。

他に、何か質問などはないか。

**(委員)**

改修工事とあるのは、建て直しと理解すればよろしいのか。

**(施設整備第一課長)**

今回は建て直しではない。木造建物で築30年経っており改修工事と併せて耐震補強工事を行った。

**(委員)**

最終的に落札された住宅サービス株式会社は、この1回目の入札には参加されなかった。それは、何か理由をご承知のところがあるのか。

**(施設整備第一課長)**

競争入札なので、区はなぜかというところまでは把握していない。

各業者は、受注目標などを調整しながら入札に参加していると認識しており、入札時期や受注状況が影響していると考えるが、承知していない。

**(委員)**

他は、いかがか。

（委員）

3ページの業者指定理由書の2指定理由（2）のところで、令和7年3月1日の全面リニューアルオープンに向けて、農地の全面整備も行っているところであると書いてある。この案件は休憩施設と農具の倉庫の改修工事だけか。それとも、農地の全面整備も含まれているのか。

（施設整備第一課長）

建物だけになる。農地の改修を行いつつ、建物も手直しをして、リニューアルオープンに合わせて工事を行った。

（委員）

そうすると、農地の整備は並行して、別の業者か誰かがやっているということか。

（施設整備第一課長）

その通りである。

（委員）

7ページを見ると、休憩施設の建築面積が木造平屋の80平米とわかるが、農機具の倉庫は何平米なのか。これは含まれているのか。

（施設整備第一課長）

農機具倉庫は建築物扱いではなく、面積には入っていない。

（委員）

80平米の建物が2,900万円で安いのか高いのか、よく分からぬが、その辺はいかがか。

（施設整備第一課長）

今回は耐震補強工事も行っているので、それと併せてこの金額になっている。

工事の内容から積算して出した金額になる。

（委員）

80平米の木造建物の補強で耐震を入れて積算すると、2,900万円ぐらい、かかってしまうものか。

（施設整備第一課長）

今回は積算をして出した金額である。

（委員）

2階建ての住宅ぐらいが建つ金額は何となく予想がつく。素人ながらに、これほど額がかかるのかと疑問に感じている。

**（施設整備第一課長）**

今回は耐震補強工事も行う。耐震性能の数字を出し、それをきちんと満たすように改修工事を行っている。

昨今、建設物価も上がっており適切な金額で発注することに努めている。最新の単価を用い適切な金額を積算した上で起工している。ご理解いただければと思う。

**（委員）**

他は、いかがか。

特にないようであれば、この案件は適正に執行されているとしたいと思う。

**【案件3】**

**練馬区立平成つつじ公園改修設計委託**

**（事務局）**

資料2－3をお願いする。

審議案件の3番、練馬区立平成つつじ公園改修設計委託についてである。

本件については、開園から30年を経過し、ツツジの生育上の課題や施設の老朽化に対応するために全面改修を行うところから、公園設計、建築設計を行ったものである。

1ページ、特命随契見積調書をご覧いただきたい。

本件は見積り業者名に記載があるが、株式会社都市計画研究所と特命随意契約を行っている。

業務内容としては、8ページの公園設計特記事項をご覧いただきたい。

2の（1）に記載があるが、公園の基本設計として設計計画や、次の9ページになるが、樹木調査および樹木診断、それから、9ページのウに記載があるが、施設の検討ということで、計画地において予定しているツツジ園の施設の検討及び品種などの選定についても、本件委託で行っている。

さらに、11ページに建築設計の実施設計の特記事項がついている。

1－4に記載があるが、管理棟の実施設計業務、それと、トイレ棟の実施設計業務が発注の内容となっている。

今回抽出された理由は、一般入札にしなかった理由を確認したい、設備と異なり、公園の改修であれば、当初の設計詳細を知らない業者であっても対応可能ではないかと思われるといったところである。

3ページの業者指定理由書をご覧いただきたい。

業者指定理由書の2の（1）に記載があるが、こちらは平成6年度に開園しているが、ツツジの生育上の課題があって、平成13年度に、一部土壌改良、それから改修工事などの対応を行っても改善には至らなかったといった経緯があった。

一方で、当園は、ツツジの品種数や株数が都内有数であることを継承していくといった必要性もある。

先ほど少し触れた9ページの特記事項のウに記載があるが、生育環境の改善や、当該地

に適した品種の選定、調達先の提案を求めており、ツツジに関する知見を有している者を選定する必要があった。

また、（2）にあるが、練馬区で進めている公園トイレリニューアル方針のリーディングプロジェクトとなっており、子どもたちからトイレのデザインのアイデアを募集しており、それらを活かした実施設計を行うといった必要があった。

そのため、2の（2）に記載のとおり、本件について、都市公園の計画や植物の生育及び区の顔となる公園のトイレのデザインについて、広範かつ知識、企画力や実績などを勘案し、最適な業者選定を行う必要があると判断し、プロポーザル方式による業者選定を行った。そのため、特命随意契約となっている。

業者指定理由書は3ページ。特記仕様書等々は16ページまで添付されているので、ご覧いただければと思う。

説明は以上である。

**（委員）**

最初の動機としては、ツツジがうまく生育しないから何か改善をしなければいけないということであり、さらに改修するにあたって、併せてトイレも一緒に改修をしようといった方針なのか。

**（公園整備係長）**

そのとおりである。ツツジとトイレがメインの契約である。

**（委員）**

そうすると、ツツジの生育については、土壤の調査の専門業者を呼ぶ必要がある。

トイレについては設計の問題より、職人の問題という気がする。きちんとした職人を選んでいるかどうかということになると思うが、今回は、どちらかというと、トイレのデザインなどについて、プロポーザルで一番ふさわしいと思われるところが選ばれたという理解でよいか。

**（公園整備係長）**

お見込みのとおり、トイレのデザインにかなり比重を置いたプロポーザルとなっているが、ツツジの生育についても、土が悪い以外にも様々な原因が考えられた。最終的に、その原因に対して課題を解決していただける業者も含めて、二つをメインにプロポーザルを行った。

**（委員）**

プロポーザル方式では、他に手を挙げたところもあるのか。

**（公園整備係長）**

プロポーザルに応募していただいたのは3者だが、1者辞退があって、最終的に参加したのは2者となっている。

（委員）

承知した。

他に、何か質問などはあるか。

（委員）

業者指定理由書を読むと、平成13年一部土壌改良を含めた改修工事など、何度か平成つつじ公園に手を入れているとわかる。今回プロポーザル方式で選ばれた株式会社都市計画研究所が平成つつじ公園に何らかの形で関わったという実績はあるのか。それとも、初めてか。

（公園整備係長）

株式会社都市計画研究所は、練馬区の平成つつじ公園について、これまで実績は特にない。

ただ、都立日比谷公園や神代植物園にあるツツジ園と言われる部分で業務に携わっていると伺っている。

（委員）

過去、平成つつじ公園には関わっていないが、他の大きな公園等でこの業者が関わっている実績があるということか。承知した。

（委員）

他に、いかがか。

（委員）

平成13年に一部土壌改良などを含む改修工事、それから、令和4年に分析、解析を行っている。例えば令和4年の土壌の分析、解析を行った業者は、今回の改修計画で担当させる候補にはならなかったのか。

（公園整備係長）

プロポーザルに応募いただいた2者のうち1者が、こちらの調査を行った業者となっている。

提案自体はそれほど悪くなく、僅差だったが、株式会社都市計画研究所の提案自体がよりよかつたとプロポーザルで審査いただき、こちらの業者と契約になった。

（委員）

ツツジの生育に適したような土壌の改修と、すばらしいデザインの公園トイレを作ることは、別のような感じがする。

例えばトイレデザインに関してはプロポーザルで、改修計画は入札と、分けてやることは想定に入ってこなかったのか。

（公園整備係長）

先ほどもご説明があったが、公園トイレリニューアル方針の中で、平成つつじ公園のトイレは、花と緑に包まれたトイレというテーマの下に進めていた。

平成つつじ公園がツツジの名所としてうたっている公園である以上、ツツジと新しく作るトイレのデザインの一体感がどうしても必要だと所管では考えて、併せて発注したところである。

（委員）

承知した。

（委員）

他にはあるか。

それでは、この案件についても適正に執行されていると結論づける。

#### 【案件4】

#### 練馬区立厚生文化会館照明器具LED化工事

（事務局）

資料2-4をお願いする。

審議案件の4番、練馬区立厚生文化会館照明器具LED化工事についてである。

本件は、練馬区立厚生文化会館の照明器具、電灯設備について、消費電力量の削減、環境保全のためにLED化工事を行ったものである。

入札結果について、ご説明する。

1ページの報告書をご覧いただきたい。

本件について、予定価格は事後公表になっているが、500万円未満の電気工事であったため、練馬区希望制指名競争入札実施要綱に基づき入札を実施している。

希望制指名競争入札という制度であるが、一般競争と同じような形で公告して、手の挙がった事業者が資格を満たしているかどうか判定して、指名をする。

練馬区では、要綱で7者を指名することになっているため、7者に満たない場合は追加で指名をして入札を行うという制度である。

5番、入札参加条件の記載があるが、先ほどと同じように、500万円未満の工事であったので、練馬区建設等工事の入札参加資格に関する要綱に基づき、共同運営の格づけが、Cランク、Dランク、Xランクの区内事業者を対象に、予定価格事後公表で入札を実施し、契約した。

工事の内容は冒頭に申し上げているが、裏面2ページ、26、工事概要に記載している、厚生文化会館の照明器具等のLED化工事である。

3ページ、入札（見積）経過調書（工事）をご覧いただきたい。

今回、追加で示した部分も含めて7者の申込みがあり、開札の結果、2者が不参となり、1者が最低制限価格未満で失格となり、最低制限価格以上、予定価格以下で応札をしてい

た1番の共進電気工事株式会社が、252万円、税込み277万2千円、落札率100%で落札している。

抽出理由である。落札率が100%になっているので、入札状況を確認したいといったところである。

本件の予定価格について、2者の事業者から下見積りを取って、安価な見積額を予定価格として設定した。

入札の結果、予定価格以下で応札した事業者2者のうち、1者は最低制限価格未満となつたことで、予定価格と同額で入札を行つた下見積りの事業者が100%で落札をしたと考えている。

仕様書等は、5ページから10ページまでに添付しているので、後ほどご覧いただきたい。

(委員)

予定価格は、2者から下見積りを取って、低い方を採用するといったところか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

2者というのは、一つは●●、もう1者はこの中に入っているのか。

(事務局)

下見積りを取つたのは、●●と●●である。

(委員)

●●は下見積りを出したが、不参加ということは、下見積もりと比較して予定価格が高かつたためか。

(事務局)

不参は、開札の際に札を入れていなかつたという状態であるので、なぜ不参であったかという理由までは把握できていない。

(委員)

承知した。

落札業者は、下見積りの金額通りに札を入れたら、落札できたという案件となる。そうすると、下見積り業者に有利過ぎないかという気もするが、その辺りはいかがか。

(事務局)

今回は、予定価格を事後公表にしている。そのため、下見積りに応じた業者も自社の見積りが採用されるかどうかは一切分からぬ状態になっている。そういう面では、有利、不利はないと考えている。

（委員）

承知した。

4番の有限会社岩崎電気だけが、桁外れな数字で応札しているのは、事情は何か分かるか。

（事務局）

応札いただいた結果の数字であるので、それ以上のことは分からぬのが正直なところである。

（委員）

承知した。

他に、何かあるか。

（委員）

先の質問に関連するが、4番の有限会社岩崎電気が、1者、非常に高い金額が入っているということで、上の1、2、3は、それに比べてかなり低いが、この金額で業務の履行は問題ないのか、あとは、もう1者の下見積りの金額はいくらだったのか。

（事務局）

価格が妥当かどうかというご質問だと思う。下見積もり2者を取って、応札した共進電機がこの落札額のとおりである。

もう1者の下見積もりは今回不参であった●●の●●円である。下見積り段階においても、両者は結構拮抗した金額であったので、予定価格としては問題なかったと考えている。

（福祉部管理課長）

今の委員からのご質問の中に、業務の履行に問題はないのかという話があったかと思うが、本年3月31日までの履行期間であり、仕様どおり工事は実施できるという状況である。

（委員）

他に、いかがか。

（異議なし）

（委員）

ないようであれば、こちらも特に問題はないという結論にしたいと思う。

## 【案件5】

低所得者への給付金支給事務にかかるシステムの開発および運用保守並びに端末等の調達委託

## 低所得者への給付金支給事務にかかる受付等業務委託

### （事務局）

資料2-5をお願いする。

審議案件の5番、低所得者への給付金支給事務にかかるシステムの開発および運用保守並びに端末等の調達委託・低所得者への給付金支給事務にかかる受付等業務委託である。

本件は、令和6年11月22日に閣議決定されて実行されることとなった低所得者への給付金を実施するため、給付金の支給に活用する給付金システムおよびその端末調達並びにシステムの保守などの委託と、コールセンター業務や窓口業務、提出された書類等の審査業務について、それぞれ2件に分けて委託したものである。

1ページ、特命随契見積調書をご覧いただきたい。

まず、こちらに添付しているのは、低所得者への給付金支給事務にかかるシステムの開発および運用保守並びに端末等の調達委託についてのものである。

見積り業者名に記載あるが、NCS&A株式会社と特命随意契約を行っている。

おめくりいただき、5ページに仕様書を添付している。

業務内容としては、6の委託内容に記載があるが、この記載にあるシステム開発等に委託している。

6ページの（3）にシステムの機能について詳細が記載されている。

申請情報等の管理や審査などを行える機能や（4）に記載があるが、給付金の対象のデータ等の作成や管理について機能として求めている。

次に、17ページをお願いする。

17ページにも特命随契見積調書が添付されているが、こちらは低所得者への給付金支給事務にかかる受付等業務委託についてのものである。

こちらも見積り業者名に記載があるが、株式会社電算と特命随意契約を行っている。

おめくりいただき、21ページに仕様書が添付されている。

5番、業務内容の概要のところに記載しており、内容としては、コールセンター業務、窓口業務、審査業務が業務内容となっている。

抽出理由である。一般入札にしなかった理由を確認したい、事業内容の特性があると思えないためといったところと事業者決定から実践まで緊急性があったのかを含めて確認したいといったところである。

最初に、業者決定から実施まで緊急性があったのかといった点について、2件同じ事情なので、まとめて説明する。

3ページにお戻りいただき、業者指定理由書が添付されているので、ご覧いただきたい。

低所得者への給付金支給事業については、冒頭に申し上げたとおり、令和6年11月22日に閣議決定された事業である。

その際、3段落目に記載があるが、本事業は国からも早期の事業実施が求められていた。また、区民などからの問合せも多く、生活に困窮する区民への対応が必要といった点からも、早期に事業実施が必要と判断したものである。

そのため、次の段落であるが、1月下旬までに対象者に通知を発送することを目標として事業を行っていた。

そういったところから、事業開始決定から実施まで非常に期間が短いといったところがあつた。

次に、一般競争入札しなかつた理由を確認したい、事業内容に特殊性があると思えないという点についてである。

まず、システムについては、3ページの業者指定理由書に記載がある。

2段落目であるが、区の情報セキュリティポリシー上、外部のネットワークと分離して構築する必要があるところで、なかなか短期間での作業が難しいといった点がある。

それと、4段落目にも記載があるが、本件事業者については、この給付金に先立って行われた国の定額減税に伴う低所得者支援および定額減税補足給付金といった給付金事業があつたが、そちらのシステム開発も受託していた。

そのため、短期間でのシステム構築が可能である、先立って行われた給付金事業と、この給付金事業がつながって行われたため、使用機器についても継続して利用できるといったような利点があつた。

このようなところから、迅速、的確、かつ効率的に業務が遂行できるのは本件事業者のみであったので、特命随意契約を行つたものである。

その次、受付等業務委託である。

19ページの業者指定理由書をお願いする。

5段落目に記載しているが、本件指定事業者についても、先ほどのシステム開発と同様に、本件給付金に先立って行われた給付金事業の受託事業者であった。

本件のタイトなスケジュールにおいても人材やノウハウを活用して、区が示す事業スケジュールに対応が可能であること、それと、6段落目にも記載があるが、本件契約に当たって、価格面での妥当性等を確認する必要があり、複数者から見積りを取得した。その結果、当該事業者が最も低廉であったので、本件事業者と特命随意契約を結んだものである。

なお、本件は国の事業を国の交付金を受けて行つてはいる。国から自治体向けに説明された資料においては、競争入札の方法による手続で時期を失する場合は、自治体の判断により随意契約が可能と説明を受けているところから、特命随意契約を結んでいる。

最後に、ご案内であるが、システムに関しては3ページ～16ページ、受付業務については17ページから37ページに業者指定理由書等を添付しているので、参考にご覧いただきたい。

#### （委員）

結論から言うと、事業の決定から実施までの期間が短く、入札を行う期間が足りなかつたという話かと思う。

システムの開発業務は区民の住基ネットから住民データを取り込まなければいけないので、既に実績のある業者の方が簡単にできるだろうということ、受付業務についても、昨年の実績のある業者に引き続き頼んだ方がスムーズだろうということかと思う。

なおかつ、この委託料も国の交付金で賄われるということか。

#### （事務局）

委託料は、国の交付金で賄われる。

**(委員)**

委託料については国の交付金により賄われ、場合によっては随意契約が可能と案内があったため、随意契約を行ったということは曖昧ながら理解できた。

システム開発はどういう中身なのかということについては仕様書に書いてあるところで分かったので、その辺はもうよろしいかと思う。

他に、何かご質問などはあるか。

**(委員)**

国の交付金が出ているということだが、人件費も含めて、全部出ているのか。

**(福祉部管理課長)**

そのとおりである。

**(委員)**

これは自治事務でやられているのか。

**(福祉部管理課長)**

自治事務である。

**(委員)**

これは国の仕事で、自治事務ではないように思える。どう解釈すればよいのか。

**(福祉部管理課長)**

給付金については住民税非課税世帯に給付するというところを基本に置いているが、交付金を活用して、自治体で支給対象の要件緩和を行い、さらなる支給対象を設けてもいいとなっている。

この給付金は、非課税世帯の他に、児童扶養手当を受けていながら課税世帯の方、ひとり親で生活が苦しい方もこの3万円の給付金の対象にするなど、区独自の取組もしているので、トータルで言うと自治事務であるが、99%を法定受託事務的に運用しているというのが実態であろうかと思う。

**(委員)**

全国一斉に各自治体が動くので、こういういったやり方でもしない限りは、事務的にはできないということか。

**(福祉部管理課長)**

先ほど事務局から、閣議決定は11月22日と話があった。この給付金を実施するに当たり、東京都の23区に確認したところ、その次の12月から、年度内3月までの間に支給を開始するとしていたのが、我々も含めて23区中21区。したがって、その期間内にシステム開発や

---

コールセンターの設置といった、あらゆる実務をする必要が出てくる。毎回、事業者の取り合いとなっている。

（委員）

国で給付金を支給するという話になると、こういうことがまた起こるのか。

（福祉部管理課長）

起こりうると考えている。

令和2年に1人10万円定額給付金という事業があったが、それに加えて、今後仮に低所得者、あるいは子どもに対しては加算をするという仕組みとなるのであれば、対象者の加算をする区別なども非常に膨大な事務量になるとを考えている。

（委員）

他にはいかがか。

（異議なし）

（委員）

ないようであれば、では、この件は適正に執行されていると結論づける。

## 【案件6】

### 美術作品（「東の間」および「当てにはならない」）の購入

（事務局）

資料2－6をお願いする。

審議案件6番、美術作品（「東の間」および「当てにはならない」）の購入についてである。

本件は、練馬区立美術館のコレクションとして野見山暁治氏の作品収集を行っており、既存の収蔵作品が2000年代までのものであることから、2010年代以降の作品である本件作品を購入することで、練馬区立美術館のコレクションを体系的にするといった目的の下に作品を購入したものである。

まず、1ページ、特命随契見積調書をご覧いただきたい。

本件は、見積り業者名のところに記載があるが、所蔵している個人から購入している。

5ページ、仕様書が添付されている。購入作品に記載をしているが、野見山暁治氏の作品を2点購入している。

作品の大きさや制作年代は記載のとおりである。

次に、抽出理由である。

予定価格の算出経緯を確認したいといったところと、美術品等の購入の対価基準のようなものがあるのか、併せて確認をしたいといったところである。

まず、予定価格の算出経緯である。野見山暁治氏の作品を多く扱う画廊から取得した評

価書の価格などについて、7ページに添付されているが、練馬区立美術館美術資料収集委員会に諮問し、妥当であるという答申を受けて、予定価格としている。

なお、練馬区立美術館美術資料収集委員会は、美術館に収蔵する美術資料の購入や寄贈、寄託を適切かつ円滑を行うために設置している委員会である。今回は学識経験者3名が委員となっている。

次に、美術作品等の購入に何か基準のようなものがあるのかといった点である。

練馬区立美術館は地域美術館という位置づけで、練馬に関係の深い美術作品をはじめとした近現代の優れた作品を系統的に収集するという方針に基づいて、資料収集を行っている。

作品の取得については、先ほど申し上げた練馬区立美術館美術資料収集委員会の諮問、答申を受けて行うこととなっている。

説明は以上である。

**(委員)**

この方面的知識が非常に薄いが、野見山先生の作品を2020年代以降の分についても収集する計画は何かあるのか。

**(文化・生涯学習課長)**

計画のようなものがあるわけではない。

所有者との協議やコミュニケーションの中で、売却、場合によっては寄贈したいといった中で実際に収集をしているのが実態である。

ただ、野見山暁治先生は2年前にご逝去されている。練馬区立美術館では以前から120点を超える寄贈や時々の購入によって、コレクションを形成しているという中、2000年代以降の作品がないという状況であった。美術館活動としては、創作の最初から最晩年までに至るまでの期間の作品を収集することで一定の価値が上がるため、購入に至ったというところである。

**(委員)**

今は何点ぐらい所蔵されているのか。

**(文化・生涯学習課長)**

127点ほどある。

**(委員)**

今、収蔵庫に既にそれだけの数があり、一連の研究をしていきたいといったところは承知した。

美術館の購入については、年間の予算は何か立てられているのか。

**(文化・生涯学習課長)**

記録を見る限り、一時前までは毎年の経年予算の中で美術作品を購入するという実態は

あったが、平成10年になるぐらいまでの期間の中で、恒常予算はない状況である。その間は寄贈等でコレクションを形成してきた経過がある。

一方で、今回のケースは実際にお話をいただいて、練馬区名誉区民の野見山さんの作品ということで、府内調整を含めて行った結果、購入に至ったという非常に稀なケースである。

**(委員)**

練馬区立美術館美術資料収集委員会の3名の学識経験者のご意見をいただいおり、購入および寄贈は妥当だという結論かと思う。購入額についても妥当だという理解か。額について何も触れていないような気がする。

**(文化・生涯学習課長)**

資料収集委員会の諮問事項だが、その作品に文化的、学術的価値があるかという妥当性と、それに加えて、作品の価値としての妥当性の両面に関して評価・答申をいただくことになっている。そのため、購入額についても妥当であると考えている。

**(委員)**

他にはいかがか。

**(委員)**

今、ご説明いただいた収集委員会の収集事業についての答申だが、購入額やこの作品がどういう作品で、どういう価値があって、これを練馬区が取得するに至ったという理由がある資料はあるのか。

**(文化・生涯学習課長)**

今回の添付資料として、記書きの下に、「別紙記載の美術資料の購入および寄贈について妥当と認める」とある。この別紙に、今回、それぞれの資料収集委員会でお諮りをした作品のリスト等や評価額といったものに関しての別のリストがある。

加えて、それぞれの作品のサイズや材質、その背景についての説明資料は当然、配布した上で資料収集委員会にお諮りしている。

**(委員)**

要するに、委員会の方々は、練馬区から今度こういう作品を取得したいと考えているがどうか、というオファーを受けて、この答申を出しているのか。

それとも、この委員会の方々が、今度はこういうものを買ったらどうかというような発案をされることもあるのか。

**(文化・生涯学習課長)**

収集委員会の設置をされてから、経年の中で様々なご議論をいただいている。

最近の状況であると、購入の経常予算がないことから、こちらからご提示を差し上げて、

---

それに関してご議論・答申をいただくという状況である。

区の事務職員ではそれぞれの作品にどういった価値があるかというところに関して、具体的なところが見えるわけではない。私どもとしては、区立美術館に配置している学芸員の方々に一次調査や一次選別を行っていただいて、資料収集委員会にお諮りする案件を絞り込んでいるという実態がある。

**(委員)**

この美術資料収集委員会は常設委員会なのか。

**(文化・生涯学習課長)**

基本的には常設の委員会として運営している。

**(委員)**

この3人の委員は、任期が例えば2年などで任命されて、その期間を委員として活動しているという感じか。

**(文化・生涯学習課長)**

そのとおりである。委嘱期間は2年でお願いした上で、必要に応じて選任を新たにしているという状況である。

**(委員)**

承知した。

他にはいかがか。

**(異議なし)**

**(委員)**

それでは、この件については、特に問題ないということで結論づけたいと思う。

### **【案件7】**

**令和6年執行衆議院議員選挙における期日前投票所・当日投票所（区西部）・開票所の設営等委託**

**(事務局)**

資料2-7をお願いする。

審議案件の7番、令和6年執行衆議院議員選挙における期日前投票所・当日投票所（区西部）・開票所の設営等委託についてである。

類似の案件として、令和6年執行衆議院議員選挙における当日投票所（区東部）の設営等委託（その1）など、6件の契約がある。

本件は、令和6年10月27日投開票の衆議院議員選挙について、区全体で7か所の期日前

投票所、71か所（東部が39か所、西部32か所）の投票所の設営設計を委託したものである。まず1ページ、特命随契見積調書をご覧いただきたい。

本件は、見積り調書内に記載があるが、東京企画装飾株式会社と特命随意契約を行っている。

その他、関連の6件は、27ページに、令和6年執行衆議院議員選挙における当日出張投票所（区東部）の設営等委託（その1）の特命随契見積調書をつけており、TSP東日本株式会社と特命随意契約を行っている。また、37ページにも添付をしているが、令和6年執行衆議院議員選挙における当日出張投票所（区東部）の設営委託（その2）については、株式会社ムラウチホビーと特命随意契約を行っている。

47ページをお願いする。

令和6年執行衆議院議員選挙の当日出張投票所（区西部および東部）の設営等委託については、株式会社ライオン事務器東京本店と特命随意契約を行っている。

63ページにも添付があるが、令和6年執行衆議院議員選挙における当日出張投票所（区西部）の設営等委託（その1）は株式会社内田洋行と特命随意契約を行っている。

続いて、73ページ。

令和6年執行衆議院議員選挙における当日出張投票所（区西部）の設営等委託（その2）は、アート引越センター株式会社西東京支店と特命随意契約を行っている。

83ページの令和6年衆議院議員選挙における当日出張投票所（区西部）の設営等委託（その3）は、河北運輸株式会社と特命随意契約を行っている。

抽出理由である。一般入札でない理由を確認したい。衆議院選挙は事前の日程予測がつかないことは承知しているが、東部と西部で違う事業者が行っている。他にも事業者がいるかどうかといった検討を行われているか確認をしたいというところである。

あと、東部（その1）（その2）について、違いにどのような点があるかといったところ。他の選挙の投票所設置事業者の選定については、入札なのか随意契約なのか、併せて確認をしたいといったことである。

まず、一般競争入札でない理由である。衆議院議員は事前に予想がつかないことは承知しているといった点と、東部、西部で違う事業者で、事業者選定が行われているかといったところである。

3ページにお戻りいただきたい。

業者指定理由書の2指定理由の2段落目に記載している、今回の衆議院選挙がいつ行われるか不透明な中、石破首相より、10月9日に衆議院解散をして10月27日に総選挙を行うといった旨の表明があつて、突然の解散であったといったところである。

そのため、入札を行う時間的余裕がなく、当該案件の緊急性に鑑み、業者指定による契約を行ったところである。

続いて、他の事業者がいるのかどうかの検討という点である。

直近で行われた東京都知事選挙での設営実施事業者の他、練馬区での実施実績や応札歴のある事業者4者に打診しているが、いずれの事業者も、他の自治体との兼ね合いや繁忙などで対応できないということであった。

このように、他の自治体との業者の取り合いの状態になっていた。実績事業者においても、業務繁忙期や他の団体との案件の取り合いのため、以前と同じ契約では履行困難とい

った回答があった。

通常は二つに分けて契約しているが、最終的に全ての設営を完了させるために7者と契約を締結することとした。

その次に、東部（その1）（その2）の相違点である。

こちらの案件は、両方とも、当日投票所の設営、撤去、資機材の搬出業務を行っているが、東部（その1）は、31ページの仕様書の3に記載があるとおり、投票所21か所の設営、撤去を行っている。

実際に行ったところは36ページに表がつけてある。りっこう幼稚園他21投票所である。

東部（その2）も、41ページに仕様書をつけている。

仕様書3に記載があるが、投票書18か所の搬出業務、4か所は設営、撤去の業務を伴うところである。搬出の業務があるといった点で異なっている。

具体的に行ったところは46ページに表がついている。栄町会館以下、記載の18か所での機材搬出、このうち、網かけをしている開進第二小学校等4か所での設営、撤去業務となっている。

最後に、他の選挙での投票所設営業者の選定は、入札か随意契約なのか確認をしたいといった点である。

こちらは資料を添付していないが、選挙時の投票施設の選定方法は基本的に入札で行っている。つい先日行われた参議院選挙、都知事選挙についても、入札において業者選定を行っている。

各契約の業者指定理由書等は3ページから92ページに添付しているので、ご確認いただきたい。

説明は以上である。

#### （委員）

解散総選挙の場合は、緊急性があるので、随意契約はやむを得ないというふうに思っている。ただ、毎回、東京企画装飾株式会社になっているので、それもどうなのかということで、改めてお話を伺おうかと思った。

今回は、4者に打診をしたが、いずれも他の団体の仕事があるということで断られ、受けてくれたのは東京企画装飾株式会社しかなかったということなのか。

#### （選挙管理委員会事務局長）

選挙に関する業者の状況になるが、練馬区の場合は、他区と違って人口が大変多いことがあって、投票所等の数についても当然、多くなる。

人口規模があまり多くないところでは、通常は1社で全体の設営等の業務を担っている。

練馬区も以前は1社でやっていたが、練馬区の人口規模が増えてきたこと、様々な要因から、1社ではとてもできないという話があり、それで、契約所管課とも相談した上で、設営の契約を二つに分けるという作業をやっている。

ただ、現在の分けた業務量においても、対応できるとお答えいただける業者はあまり多くない状況であって、そのようなことから東京企画装飾株式会社が多い状況になっている。

---

（委員）

業務量が多いという点は、参議院でも、都議選でも、区議選でも状況は同じではある。そういう意味では、例えば直近の選挙で入札に入ったところに打診をするという定例的な設定方法もあると思うが、その辺りを検討する余地はあるのか。

（選挙管理委員会事務局長）

先ほど事務局からも説明があったように、衆議院議員選挙以外は基本的に入札で契約を行っているという状況である。

一方で、契約準備に入るために見積りを取る際、いろいろな業者にお話をさせていただくが、そもそも、話を聞いた段階でなかなか厳しいとお答えになるところが多い。そのため、実績業者を中心にお話をし、見積りを取り、契約の入札に入っているという状況である。

（委員）

他にはいかがか。

（委員）

資料をきちんと見ていないので的外れかも知れないが、27ページの見積り業者名がTSP東日本株式会社で、21か所の投票所で2,700万円の見積りである。後の方を見ると、例えば73ページ、アート引越しセンターは157万円だが、ここは5か所の投票所と記載がある。そうすると、1か所当たりの単価が随分違うという疑問を持ったが、これは何か。

（選挙管理委員会事務局長）

まず、今回の契約だが、大変細かく分けて契約する形を取らざるを得なかった。

随意契約で解散後にやらなければいけなくなるが、通常の衆議院議員選挙の解散の場合は、比較的、日程に予想が立って、大きく二つに分けて事業者と契約を行う。それで、71か所の投票所や期日前投票所の設営を行っていく。

この二つに分ける仕事のうち、片方の1者には、まず、区が契約している倉庫から物品を引き受けてもらって、それを自分のところの積替え場所で71か所分に仕分をして、もう一方の反対の業者に渡しやすいように整理したうえで渡し、71か所を全部作っていくというのが基本の契約である。

今回取り上げている契約は急な選挙のために、今までやっている仕事の仕方では受託できないと言われて、そのために、71か所を細かく分けた。その結果、単純に投票所の数で単価を設定できない状況になった。

（委員）

他はいかがか。

（異議なし）

---

（委員）

では、この件についても適正に執行されている、特に問題はないということで結論づけたいと思う。

### 【案件8】

#### 給食調理用機器（スチームコンベクションオーブンほか）の購入

（事務局）

資料2-8をお願いする。

審議案件の8番、給食用調理機器（スチームコンベクションオーブンほか）の購入である。

本件は、区立保育園の調理用機器が経年劣化で故障が多発したため、老朽更新を行ったものである。

次ページをご覧いただきたい。

購入品としては、公告書別紙としておつけしているとおり、スチームコンベクションオーブンが4台、熱風消毒保管庫が3台、納品先はそれぞれ記載のとおりで、豊玉第二保育園他5園に納入するといった内容になっている。

次に、入札の結果についてご説明する。

本件については、1ページの公告書に記載のとおりであるが、予定価格1千万円以上の案件であったので、一般競争入札実施要綱に基づき制限付き一般競争入札を実施している。

3ページ、入札見積り経過調書の詳細（物品）をご覧いただきたい。

本件は9者から申込みがあった。

開札の結果、応札をした9者のうち、最安値であった有限会社ケイズエンタープライズが、1,297万4千円、税込み1,427万1,400円、落札率●●%で落札した。

抽出理由である。

落札率が100%に近いので、内容を確認したいといったところである。

まずは、本件の予定価格の設定であるが、2者から下見積りを取得して、より低い金額を予定価格として設定したところである。

高落札率となった理由であるが、本件購入品は、調理用備品という専門的な分野で、全ての物品が受注生産であったので、事業者は低廉な仕入れが難しいといったところから高落札率になったものと考えている。

仕様書は5ページから6ページに添付しているので、後ほどご確認いただければと思う。説明は以上である。

（委員）

入札経過調書を拝見すると、1番～9番目の会社まで、類似した数字で並んでいる。特注品であっても、それなりの価格に収まっているのかという見解である。

給食用は、特注といつても、他区や私立の幼稚園でも使われているため、それなりに価格競争が働いていると考えていた。それにしては入札率は随分高いと感じ、説明を求めたが、どの業者も大体似たような価格で入札し、一番安いところで今回の落札者が決まって

いる。

この件に関して、何か追加でご質問などはあるか。

**(委員)**

下見積りを2者からお取りになったと教えていただいたが、その下見積りを取った業者は、入札をした業者の中には入っているのか。

**(事務局)**

下見積りを取った事業者は、まず●●である。その次が、●●、こちらの2者から下見積りを取っている。下見積りの金額からは若干、下げた数字で応札している。

**(委員)**

他にはいかがか。

**(異議なし)**

**(委員)**

あまり質問も出なかつたが、この件についても適正に執行されているというように結論づけたいと思う。

## **【案件9】**

### **令和6年度練馬区立保育園職員および会計年度任用職員貸与被服の購入**

**(事務局)**

資料の2-9をお願いする。

審議案件の9番、令和6年度練馬区立保育園職員および会計年度任用職員貸与被服の購入についてである。

本件は、運営を委託している園を除く区立保育園の業務に従事する職員が、職務遂行時必要とする被服を貸与するため、被服を購入したものである。

購入品目については、2ページにおつけしている。

品目別購入数量がついている。シャツ類や靴下、パンツ類などの衣類、3ページに記載している靴類、4ページに記載している4Lを超える衣料など、合わせて5,915着の購入をした。

次に、入札結果について説明する。

本件についても、予定額1千万円以上の案件であったので、1ページの公告書のとおり一般競争入札を行い、契約している。

7ページ、入札経過調書をお願いする。

2者から申込みがあつて、2者とも応札いただき、1番の中央衣料株式会社が、1,087万7,198円、税込み価格1,196万4,917円、落札率●●%で落札している。

抽出理由であるが、落札率が100%に近いので内容を確認したいという点である。

本件については、先ほどと同様、予定価格の設定に当たって、2者から下見積りを取得している。

近年、物価等が高騰しているといったところがあったため、安い方ではなく、品目ごとに平均額を算出し、数量と掛け合わせて予定額を算出した。

入札した結果、下見積りにおいて低廉な価格を提示した事業者が、下見積りと同額で応札した。下見積り段階でも両者の価格差は僅差であった。そのため、落札率が100%近い数字となって決定したところである。

仕様書は9ページから15ページに添付している。ご覧いただければと思う。

説明は以上である。

**(委員)**

非常に多品種にわたるもの購入であると思う。これは各施設へ直接業者が搬入することになるのか。

**(保育課管理係長)**

納品については、本庁で検査をした後、各保育園に直接納品という形である。

**(委員)**

毎年、同じようなものを購入して、同じような活用をされると、どうしてもノウハウがあるかどうかがすごく重要なと思う。

毎年の事業だと思うが、例年、この2者が応札されるのか。それとも、別の業者もいるのか。

**(保育課管理係長)**

ここ数年の実績でいうと、今回のこの2者が例年参加している。

**(委員)**

そうすると、例年、この2者でいつも競争しているというイメージで考えればよいか。

**(保育課管理係長)**

結果的に、そのような形になっている状況である。

**(委員)**

承知した。

他に、何かご質問などはあるか。

**(委員)**

今回入札している区内の2者の業者は強いのか。

単に物を購入するというだけでなく、各保育園に納品するという業務になると経験があるから、同じ業者が毎年落としているという気もする。

（保育課管理係長）

ご指摘のとおり、今回、購入している数量と納品先がかなり多いという点では、区内の事業者でいうと、ある程度、担える事業者は限られてしまうと思っている。

（委員）

他にはいかがか。

（異議なし）

（委員）

よろしいか。

この件についても、特に問題ないという結論にしたいと思う。

#### ＜報告事項＞

##### 令和6年度後期入札・契約手続きの運用状況の報告について（資料7, 8, 9）

（事務局）

資料7、8、9に基づき説明

（委員）

質問、意見などはあるか。

（委員）

指名停止一覧の1番の造園業者は区内業者で、1年間指名を外されてしまうのは、結構、厳しいと思うが、契約しなかった理由は、例えば入札価格の積算を間違ってしまったとか、何か理由はあるのか。

（事務局）

これは総合評価方式で入札を行っているので、技術者も含めて評価をしている案件である。配置予定の技術者を別の案件に使いたいため、契約できないという申出があった。

そのため契約に至らず、総合評価で価格が安かった次点の事業者と随意契約を結んだため、工事としてはそのまま行うことは可能だった。

（委員）

そうすると、練馬区との契約を断っても、その技術者を別の工事に担当させなければいけない、会社としては何か事情があってそうせざるを得なかったという話か。

（事務局）

そこまで細かいところを確認したわけではないが、社として、配置予定の技術者を別の

---

案件に担当させるというご判断をなさったものと思っている。

（委員）

この案件だが、●●は契約そのものをしなかったという案件か。

（事務局）

そのとおりである。

（委員）

それと別で、8番の●●は、契約したけれども工事をしなかったということか。

（事務局）

8番の●●は、契約を結んだ後、工事を行っているが、履行期限内に工事が完了できない見込みであり、契約を解除してほしいという申出があった。工事所管でも状況を確認のうえ、工事をとても続けられる状況ではないと判断し、契約解除したものである。

（委員）

そうすると、この両方の案件ともに工事はできなかったということで練馬区の受けた打撃は同じように思うが、片や12か月で、片や9か月で、不公平さがある感じがするがいかがか。

（事務局）

まず、8番、●●は、全く工事を行っていないわけではなく、工事自体は一部履行されている。

ただ、工事が完成に至らないという状況であった。その点で相違が出ている。

（委員）

そうすると、途中までやっているから続けてやればできた工事ということか。

（事務局）

こちらの案件は工期末が年度末に近いので、そうすると、予算の繰越措置等も必要になる。この件では、事業者からもうこれ以上は無理だと申し出があったので、契約解除になったところである。

（委員）

不調の工事は、結局、最終的には、随契か何かで工事として行われているのか。

（事務局）

不調になった場合、我々としては個々の案件についてどこが原因で不調だったのかを、工事であれば工事所管と、それ以外の案件であれば、所管課と調査をして、どこを修正し

て入札にかけるかどうかという判断をするというのが第一である。その結果、解決できそうであれば、再度入札をかけ、その上で、落札した事業者と契約をするといったのが通常の形である。

ただ、今回の抽出案件にもあったように、様々な事情で随意契約を結ばないと厳しいという案件は、随意契約を結んでいるものもある。

調査をした結果、再度の入札をかけても落札の見込みがなさそうなものは、どのような発注をするかということを改めて検討する必要があり、予算措置を含めて、翌年度以降に、もう一度、案件を持ってくることもある。

**(委員)**

工事では、河川関係は応札がなかったというお話があったのと、設備の設計でも、予定価格超過で不調になったという事例があると、当初の価格設定を見直さなければいけない、要は低過ぎるのではないかということも含めて検討しなければいけないということか。

**(事務局)**

一概に予定価格を見直すということではない。例を挙げると、一般競争入札において事業者が案件自体を見落としている場合もあるので、そういった可能性がないかどうかを含めて多角的な視点から検討している。

河川の関係は、再度入札を行って事業者を決定したように記憶している。

**(委員)**

承知した。

他に、何かご質問は。

**(委員)**

●●との関係では、工事を途中で解除という、非常にややこしい事態になったと思うが、お金でもめていることはあるのか。

**(事務局)**

工事所管で、出来高を検査する必要があり、検査の結果工事がどこまで履行されたかという割合を出して、その割合分をお支払いする形になる。

なおかつ、今回は、相手都合の契約違反で解除という形になるので、違約金についても、履行されなかつた部分の10%を徴収して、相殺して契約金額を払う形になる。

●●との関係であるが、ご納得いただいて解決している。

**(委員)**

履行されていない工事について、新たな引受け手や工事金額を幾らにするのか等、いろいろと困難な課題があると思うが、そちらは順調にいっているのか。

**(事務局)**

途中になった工事のうち、早急に対応が必要な部分については、通常行っている道路維持の単価契約工事を使って、問題ない状態まで持っていくという作業をしたと、所管から聞いている。

その上で、併せて、残りの履行が必要な部分は改めて設計して、積算単価を積んで、入札を行い、契約に至ったと記憶している。その先については問題なくできているかと思っている。

**(委員)**

本件での損害について●●との合意もできているか。

**(事務局)**

最終的に債権債務については存在しないという合意書を交わしていたかと思うので、問題ないと思う。

なお、工事の大きな案件は、契約を行う際に、履行保証に入っている。今回であると東日本信用保証株式会社という会社の保証を受けて契約をしている。

そのため契約解除になっても、上記の保証会社とやり取りをしながら進めているので、問題ないかと思っている。

**(委員)**

他はよろしいか。

それでは、報告事項は以上で終了して、その他は、次回の開催日程について説明をお願いする。

**(事務局)**

次回の開催日程である。

次回の委員会であるが、事前に調整のうえ、11月14日の午前10時から、場所は練馬区役所本庁舎5階の庁議室にて開催を予定としている。

**(委員)**

次回は時間が変わることで、間違えないようにお願いする。

他に、何かあるか。

(異議なし)

**(委員)**

他にないようであれば、本日の審議は終了とする。

では、以上をもって令和7年度第1回入札監視委員会を終了する。